

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日のときは、
翌日とする)

目 次

◇ 告 示 第三十五期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

(労政・能力開発課)

保安林の指定の解除(森林保全課)

保安林の指定の解除予定(三件)(シ)

開発行為に関する工事の完了(三件)(都市計画課)

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)

収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止(シ)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

◇ 人委規則 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(職員課)

◇ 公 告 保母試験の合格者(児童家庭課)

交通誘導警備に係る検定の実施(生活安全企画課)

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

◇ 雑 報 理容師試験等の平成七年度第二回学科試験の実施(生活衛生課)

告 示

鳥取県告示第六百二十八号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第三十五期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

平成七年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三十五期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

一 推薦する者の資格

鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条の規定に適合する労働組合であること。

二 推薦される者の資格

労働組合法第十九条の十二第四項において準用する第十九条の四第一項各号に掲げる者でないこと。

三 推薦手続

1 労働組合は、推薦書(別記様式)を推薦期間内に知事に提出すること。

2 労働組合は、当該労働組合が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の鳥取県地方労働委員会の証明書を添付すること。

四 推薦することができる候補者の数

制限はないが、二人以上の場合、順位を付けること。

五 推薦期間

平成七年九月十二日から同月二十一日まで

別 記 様 式

推 薦 書

平 成 年 月 日

鳥 取 県 知 事 西 尾 邑 次 殿

事 務 所 所 在 地

(電 話 番 号)

労 働 組 合 名

代 表 者 氏 名

㊦

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者として次のものを推薦します。

氏 名	生 年 月 日	現 住 所	労 働 者 の 所 属 組 合 の 名 称 及 び そ の 地 位	労 働 者 の 所 属 職 場 の 名 称 及 び そ の 地 位	経 歴	備 考

(注)「経歴欄」には、年月日順に学歴・職歴・組合歴等をできるだけ詳細に記入すること。

鳥取県告示第六百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町赤松字門野五六三の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百三十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成七年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡家町大字大門字平木谷八七〇の一（次の図に示す部分に限る。）
 二 保安林として指定された目的
 水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百三十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大呂字久谷九二九・九三〇・九三一の一・九三二・九三六の一・字丸測九四一の二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため。

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百三十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町宮内字奥馬渡一四二二・一四二二・神福字塩瀧山二〇六九の一九・二〇六九の一〇〇・二〇六九の一〇一・二〇六九の一〇三・二〇六九の一〇四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
 水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため。

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百三十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年五月十五日 鳥取県指令鳥土維第一二二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市徳吉字丸山

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市西町二丁目四一八

有限会社橋本商事

代表取締役 橋 本 満 義

鳥取県告示第六百三十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年六月五日 鳥取県指令米土維十第五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原九丁目八一五及び八一六

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳四三四五

有限会社荒濱建築工務店

代表取締役 荒 濱 頌 雄

鳥取県告示第六百三十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年四月八日 鳥取県指令受都計三一三第八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字佐陀字万吉開

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市高島一三〇一

環境プラント工業株式会社

代表取締役 河 本 弘 文

鳥取県告示第六百三十六号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成七年十月一日から施行する。

平成七年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百三十七号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成七年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

廃止年月日	住 所	名 称
平成七年九月十日	鳥取市御弓町二〇	株式会社山陰合同銀行御弓町支店
〃	鳥取市行徳二丁目四三三一一	株式会社山陰合同銀行行徳支店

第三号の表中

赤碕町漁業 協同組合	本 所	東伯郡赤碕町 大字赤碕	株式会社山陰合同銀行 赤碕支店
淀江漁業協 同組合	本 所	西伯郡淀江町 大字淀江	株式会社山陰合同銀行 淀江支店

赤碕町漁業 協同組合	本 所	東伯郡赤碕町 大字赤碕	株式会社山陰合同銀行 赤碕支店
---------------	-----	----------------	--------------------

に改める。

を

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十三号

次の遊技機の形式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び形式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成七年九月十二日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

申請者	氏 名 又 は 名 称		製 造 者 名	検 定 番 号	有 効 期 間
	住 所	所			
遊技機の種類	遊技機の区分	形 式 名	製 造 者 名	検 定 番 号	有 効 期 間
ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ該当機	CRヤジキタ	奥村遊機株式会社	500201	7年9月12日から3年間
〃	〃	CRオーシャンクルー	〃	500273	〃
〃	規則第6条第1号ロ該当機	マジカルランプ	〃	520137	〃
〃	〃	アラビアンナイト	〃	520171	〃

遊技機の種類	遊技機の区分	形 式 名	製 造 者 名	検 定 番 号	有 効 期 間
〃	〃	大金星	〃	520172	〃
〃	〃	大金星2	〃	520232	〃
〃	〃	ラッキーボウル	〃	520233	〃

申請者	氏 名 又 は 名 称	京楽産業株式会社				
	住 所	名古屋市中川区尾頭橋三丁目20-8				
遊技機の種類	遊技機の区分	形 式 名	製 造 者 名	検 定 番 号	有 効 期 間	
	ばちんこ遊技機	規則第6条第1号口該当機	ファイナルゾーン	京楽産業株式会社	420528	7年9月12日から3年間
〃	〃	〃	CRオーシャンパ ラダイス	〃	420588	〃
〃	〃	〃	ホイスアツサ	〃	420590	〃
〃	〃	〃	オーシャンバラダ イス	〃	420638	〃
申請者	氏 名 又 は 名 称	株式会社ソノエア				
	住 所	群馬県桐生市境野町七丁目201				
申請者	氏 名 又 は 名 称	井置 定男				
	住 所	法人にあってはその代表者の氏名				

遊技機の種類	遊技機の区分	形 式 名	製 造 者 名	検 定 番 号	有 効 期 間
ばちんこ遊技機	規則第6条第1号 イ該当機	CRマジックボツ クス	株式会社 ソノエア	500307	7年9月12日 から3年間
〃	〃	CRソングラリ SP	〃	500308	〃

申請者	氏 名 又 は 名 称	株式会社大同			
	住 所	名古屋市中村区岩塚町1丁目29			
遊技機の種類	遊技機の区分	形 式 名	製 造 者 名	検 定 番 号	有 効 期 間
	ばちんこ遊技機	規則第6条第1号 イ該当機	ファイバーデジバ ロンD	株式会社 大 同	500312

申請者	氏 名 又 は 名 称	株式会社ニューギン			
	住 所	名古屋市中村区烏森町3丁目56			
遊技機の種類	遊技機の区分	形 式 名	製 造 者 名	検 定 番 号	有 効 期 間
	ばちんこ遊技機	規則第6条第1号 ロ該当機	アリナイーハート 6	株式会社 ニューギン	520303

申請者	氏名	又 は 名 称	所 在 地	株式会社タノコー
	住所	東京都台東区東上野1丁目12-2東上野関東ビル		
遊技機の種類	遊技機の区分		形 式 名	製造者名
	規則第6条第2号 該当機		マフナイアX	株式会社タノコー
回開式遊技機	規則第6条第2号 該当機		検 査 号	有効期間
			540293	7年9月12日から3年間

申請者	氏名	又 は 名 称	所 在 地	山佐株式会社
	住所	岡山県新見市高尾362-1		
遊技機の種類	遊技機の区分		形 式 名	製造者名
	規則第6条第2号 該当機		ピンクバンサー	山佐株式会社
回開式遊技機	規則第6条第2号 該当機		検 査 号	有効期間
			540319	7年9月12日から3年間

人事委員会規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年九月十二日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十七号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「美保湾」の下に「及び日本海沿岸海域」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

平成7年8月7日から同月9日までの間に実施した保母試験の合格者は、次のとおりである。

平成7年9月12日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

- | | | |
|-------------|-----------|---------------|
| 温 井 文 子 | 竹 中 恵 美 | 三 原 典 子 |
| 小 林 真 理 子 | 小 早 川 周 子 | 横 山 美 和 子 |
| 梶 谷 幸 愛 子 | 本 倉 弘 子 | 國 原 美 彰 子 |
| 鳥 田 谷 綾 子 | 熊 長 小 鏡 | 村 上 太 守 佐 美 昌 |
| 杉 谷 原 弘 美 子 | 森 田 榮 美 子 | 大 田 和 苗 子 |
| 前 大 中 | | |

警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条に規定する交通誘導警備に係る検定を次のとおり実施する。

平成7年9月12日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

- 1 検定の種別及び級の区分
交通誘導警備 2級
- 2 実施期日
平成7年12月16日（土）午前8時30分から午後5時30分まで
- 3 実施場所
東伯郡大栄町大字由良宿1300 鳥取県自動車運転免許試験場
- 4 検定試験の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 事故の発生時における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 事故の発生時における応急の措置に関すること。
- 5 受験資格者
次のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 県内に住所を有すること。
 - (2) 平成7年12月16日現在満18歳以上であること。
 - (3) 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第3条第1号から第5号までのいずれにも該当しないこと。
- (4) 警備員等の検定に関する規則第11条第1項の規定により、検定の合格を取り消された者については、当該取り消しの日から起算して3年を経過していること。
- 6 検定申請書の受付期間
平成7年11月1日（水）から同年12月6日（水）まで
- 7 検定申請書の提出先
申請者の住所地を管轄する警察署
なお、郵送された検定申請書は、受け付けない。
- 8 検定申請書の提出部数及び添付書類
検定申請書は正副2通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 履歴書及び住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）
 - (2) 法第3条第1号に掲げる者に該当しない旨の市長村長の証明書
 - (3) 法第3条第5号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書
 - (4) 法第3条第1号から第5号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - (5) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- 9 検定手数料及び納付方法
検定手数料は、21,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を検定申請書正本の下部欄外余白にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
- 10 その他
 - (1) 受検者は、筆記用具を持参すること。
 - (2) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全企画課（電話0857-23-0111）にすること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3の第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成7年9月12日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げる者を対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定する者

2 開催の日時及び場所

区分	種別	日	時	場	所	受 講 対 象 者
初心者講習	初心者講習	平成7年10月12日	午前10時00分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220	鳥取県庁県議会議棟1階 第11会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村及び倉吉の各警察 署の管内に居住する者
経験者講習	経験者講習	平成7年10月6日	午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市糺町一丁目151	鳥取県米子警察署会議 室	倉吉、八橋、米子、境港、 溝口及び黒坂の各警察 署の管内に居住する者

者	講 習	日 時	場 所	受 講 対 象 者
者	講 習	平成7年10月26日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎1階第 6会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村及び倉吉の各警察 署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 5,700円

イ 経験者講習 2,200円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

雑 報

理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第1項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定による美容師試験の平成7年度第2回学科試験を次のとおり実施する。

平成7年9月12日

財団法人理容師美容師試験研修センター理事長 柳 瀬 孝 吉

1 試験期日 平成7年10月22日（日）

2 試験会場 倉吉市山根529-2

鳥取県立倉吉体育文化会館教養室

3 受験願書受付期間

平成7年9月27日（水）から同年10月3日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前10時から午後4時まで（郵送の場合は、平成7年10月3日（火）までの消印のあるもの限り受け付ける。）

4 受験願書提出先

〒680 鳥取市弥生町302-2 JTB（日本交通公社）鳥取ビル2階

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は11,000円とし、これを所定の方法により納付すること。

6 その他

(1) 受験願書等配布場所

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部

(2) 受験願書等配布期間

平成7年9月22日（金）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 問い合わせ先

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部

電話 0857 (29) 6086